

呉海自カレー・呉グルメフェスタ 2025 実施業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

「呉海自カレー」を始め、オール呉市で、呉ならではの「食」を全国へ情報発信するとともに、鎮守府ゆかりの文化・歴史のある中心市街地や、美しい島々の風情あふれる周辺地域への回遊性により、呉市への観光客が真に満足して、長期かつ繰り返し訪れ、宿泊し、呉市全体の所得向上に結びつけていくきっかけとなるイベントを開催する。

「呉海自カレー」、海軍で提供されていた料理を再現した「呉海軍グルメ」、カキなどの特産品もあわせ、「オール呉グルメ」を味わえる集客イベントを開催する。

この実施要領は、呉海自カレー・呉グルメ実行委員会（以下「実行委員会」という。）が、「呉海自カレー・呉グルメフェスタ2025実施業務」の委託先を選定するためのプロポーザルに関して、必要な事項を定める。

2 業務概要

名称	呉海自カレー・呉グルメフェスタ 2025 実施業務
内容	別添「呉海自カレー・呉グルメフェスタ 2025 実施業務委託仕様書」のとおり
期間	契約締結日から令和 7 年 11 月 28 日（金）まで

3 スケジュール

実施要領等の配布	令和 7 年 6 月 20 日（金）～ 7 月 2 日（水）
参加申込書の受付	令和 7 年 6 月 20 日（金）～ 7 月 2 日（水）
質疑書の提出	令和 7 年 6 月 20 日（金）～ 6 月 27 日（金）
企画提案書等の受付	令和 7 年 6 月 25 日（水）～ 7 月 9 日（水）
選定委員会	令和 7 年 7 月中旬
結果通知	令和 7 年 7 月中旬
契約締結	令和 7 年 7 月下旬

4 参加資格

- (1) プロポーザルに参加する者は、法人格を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 消費税、地方消費税その他市区町村民税を滞納していないこと。
- (5) 参加者及び参加者の取締役、監査役又はこれらに準じる者の地位にある者が、呉市暴力団排除条例（平成 24 年呉市条例第 1 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等でないこと又はその統制の下にある者でないこと。

5 募集の手順

(1) 実施要領等の配布

配布方法	呉市公式観光サイト「くれとりっぷ」からダウンロードすること。 https://kure-trip.jp/ トップ>ニュース>プロポーザル
配布期間	令和7年6月20日(金)から7月2日(水)午後5時まで

(2) 参加申込書の受付

受付期間 及び時間	令和7年6月20日(金)から7月2日(水)までの午前9時から午後5時まで。(土曜日・日曜日・祝日を除く)
提出方法	事務局へ持参又は郵送(受付期間及び時間内に必着とし、郵送の場合は配達完了が確認できる書留郵便に限る。)により提出すること。
提出書類	次の書類を各1部提出すること。 1 参加申込書(様式1) 2 消費税、地方消費税その他市区町村民税の滞納がない証明書 3 会社概要(様式自由)
備考	提出後における書類の訂正、差し替え及び資料の追加は、原則認めない。

(3) 質疑書の提出

受付期間	令和7年6月20日(金)から6月27日(金)までの午前9時から午後5時まで。(土曜日・日曜日・祝日を除く)
提出方法	1 質疑書(様式2)を事務局へ電子メールにより送信すること。 なお、電子メール以外での提出は受け付けない。 事務局メールアドレス： kankou@city.kure.lg.jp 2 電子メールの標題に「質疑書・呉海自カレー・呉グルメフェスタ」の文字列を入力すること。 3 送信後、事務局に電話をして受信を確認すること。
回答方法	1 質疑書を受けてから呉市役所開庁日のおおむね3日以内に、呉市公式観光サイト「くれとりっぷ」へ質疑に対する回答を掲載する。 なお、質疑者の事業所名や氏名等は公表しない。ただし、質疑の内容により回答できない場合がある。 2 質疑に対する個別の回答は行わない。 3 回答に対する問い合わせ及び異議申立ては、一切受け付けない。

(4) 企画提案書等の受付

受付期間 及び時間	令和7年6月25日(水)から7月9日(水)までの午前9時から午後5時まで。(土曜日・日曜日・祝日を除く)
提出方法	事務局へ持参又は郵送(受付期間及び時間内に必着とし、郵送の場合は配達完了が確認できる書留郵便に限る。)により提出すること。
提出書類	次の書類を、提案者名を記載した正本1部及び <u>提案者名を記載していない</u> 副本15部提出すること。なお、市販のA4判2穴ファイル等

	に編冊し，その状態で，書類が閲覧できるよう配慮すること。また，様式自由の書類については，原則としてA 4 判縦置き（図表等一部A 3 版資料折り込み使用可）とし，両面の使用も可とする。 1 企画提案書の表紙（様式 3） 2 企画提案書の本文（様式自由） <u>別紙の評価項目及び配点一覧表の項目順に記載すること。</u> ・業務実施体制 A 4 1 枚以内 ※再委託先があれば記入すること。 ・業務進行管理表 A 4 1 枚以内 ・類似事業実績 A 4 2 枚以内 ・企画提案書 A 4 3 枚以内 ・企画提案の独自性を示す資料 A 4 2 枚以内 ・自由提案書 A 4 2 枚以内 ・経費 A 4 2 枚以内 ※数量，単価，金額を詳細に記載すること。
備考	1 評価項目や配点等は，評価項目及び配点一覧表（別紙）を参照すること。 2 提案は本仕様書記載の業務内容に合致する内容とすること。 3 提出後における書類の訂正，差し替え及び資料の追加は，原則認めない。

(5) プレゼンテーション出席者届の提出

提出期日	令和 7 年 7 月上旬に別途通知する。
提出方法	1 プレゼンテーション出席者届（様式 4）を事務局へ電子メールにより送信すること。なお，電子メール以外での提出は受け付けない。 事務局メールアドレス：kankou@city.kure.lg.jp 2 電子メールの標題に「呉海自カレー・呉グルメフェスタプレゼン出席者届」の文字列を入力すること。 3 送信後，事務局に電話して受信を確認すること。

6 選考方法等

(1) 契約候補者

プレゼンテーションによる企画提案等の評価で最高点を得た参加者を契約候補者とする。

(2) 評価主体

評価は，呉海自カレー・呉グルメフェスタ 2025 実施業務委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が行う。

(3) 評価方法及び結果の通知

評価対象	企画提案書及びプレゼンテーション
評価方法	1 評価項目及び配点一覧表（別紙）に掲げる評価項目について，選定委員会の委員が採点を行う。 2 選定委員会が採点する各項目の評価点を平均したものの合計点が一番高い提案者を優先交渉権者として選定し，2 番目の提案者を

	次点者とする。ただし、合計点が6割未満の提案者は失格とする。 3 応募が1者の場合においても、審査を行い、審査基準の合計点数が6割以上の場合は、優先交渉権者とする。
プレゼンテーション	1 プレゼンテーションは、実際に本業務を担当する者1名及び補助員2名を含め、3名以内として、主に前者が行うこと。 2 プロジェクター、スクリーン及びホワイトボードは実行委員会が用意するが、その他の機器（パソコン等）が必要な場合は、参加者が準備すること。 3 プレゼンテーションの持ち時間は、別途指定する。
結果の公表及び通知	令和7年7月中旬に、呉市公式観光サイト「くれとりっぷ」で、契約候補者の名称及び採点結果を公表するとともに、参加者全員へ書面で通知する。
辞 退 等	契約候補者が業務を開始する日までに辞退を申し出たときや、契約候補者の決定が取り消されたときは、次点候補者を契約候補者とする。
問い合わせ	評価結果に対する問い合わせは、一切受け付けない。

(4) 留意事項

契約候補者が次のいずれかに該当するときは、契約候補者としての決定を取り消す。

ア 提出書類に虚偽の記載があったとき。

イ 評価の公平性を害する行為を行ったとき。

ウ 著しく社会的信用を損なう行為等により、契約候補者としてふさわしくないとして市が判断したとき。

エ 参加資格に適合しなくなったとき。

7 契約内容

契約期間	契約締結日から令和7年11月28日（金）まで
予算限度額	9,000,000円（消費税及び地方消費税の額（10%）を含む。）
契約方法	選定委員会により選定された契約候補者と、提案内容に基づき協議を行い、必要に応じて修正を行う。協議が整い次第、本業務に係る随意契約を締結する（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）。
支払方法	本業務に係る委託料は、完了検査の終了後に支払うものとする。ただし、既履行部分に相応する委託料の相当額については、協議により部分払いすることができるものとする。

8 その他

(1) 本プロポーザルに係る一切の経費は、参加者の負担とする。

(2) 企画提案は、1参加者につき1提案とする。

(3) 提出書類等は返却しない。

(4) 提出書類の著作権は参加者に帰属するが、実行委員会がプロポーザルに関する報告又は公表等のために必要な場合は、参加者の承諾を得ずに提出書類を無償で利用・複

製をすることができるものとする。

- (5) 提出書類は、呉市情報公開条例（平成１１年呉市条例第１号）に基づく情報公開請求の対象となり、非公開とすべき部分を除き公開されることがある。
- (6) 実行委員会は、提出された参加申込書等を本プロポーザルの実施以外の目的に使用しない。
- (7) 採用した提案は、実行委員会により内容の変更を加えることがある。
- (8) 企画提案書の提出後に辞退する際には、辞退届（様式５）を提出するものとする。
- (9) 本要領に規定されていない事項が発生したときは、選定委員会と事務局が協議して対応する。
- (10) 参加者は、本要領に定める諸条件に同意した上で、プロポーザルへの参加を申し込むこととする。

9 呉海自カレー・呉グルメ実行委員会事務局

〒737-8501

広島県呉市中央4丁目1番6号 呉市役所5階

呉市産業部観光振興課 企画グループ

電話番号 0823-25-3180

FAX番号 0823-25-7592

電子メールアドレス kankou@city.kure.lg.jp

(別紙) 評価項目及び配点一覧表

評価項目		配点
1. 業務実施体制 (30点)		
	①業務内容を確実に遂行できる体制となっているか	10点
	②業務進行管理表は実現可能なスケジュールとなっているか	10点
	③類似事業の実績, 過去の経験はあるか	10点
2. 取組の有効性 (55点)		
	①〔企画提案の内容〕会場レイアウトデザイン・会場装飾・ステージイベントなど魅力的な内容か	20点
	②〔企画提案の独自性〕呉・大博覧会事業として, 例年に比べ独自性があるイベントとなっているか	15点
	③〔自由提案〕来場者の満足度を高める, イベントに付加価値を与える内容であるか	20点
3. 経 費 (15点)		
	①業務内容と経費は妥当であり, 経費の明細は明らかになっているか	15点
合計点数		100点